

(防災危機管理室担当部長会資料)

令和 8 年 4 月 2 8 日

各局、室、区役所、区役所支所、
市会事務局、委員会及び委員の事務局の長 様

危 機 管 理 監
〔 担当：行財政局防災危機管理室 〕
〔 TEL：2 2 2－3 2 1 0 〕

出水期における防災体制の強化について（通知）

近年の気候変動により、記録的な大雨や線状降水帯の発生頻度が高まっており、出水期（6 月 1 6 日～1 0 月 1 5 日）を迎えるまでの早い段階から大雨に警戒し防災の準備を行う必要があります。

各所属におかれましては、この時期から「防災対策の事前点検について」（別添）に基づく点検を徹底し、災害に対する万全の備えを構築していただきますよう、お願いいたします。

防災対策の事前点検について

大雨の季節を迎えるにあたり、下記のとおり事前の点検を徹底すること。

1 職員の参集

- ☐ 職員一人一人が、適切に参集できるよう、各自の活動体制（1～5号）を再確認させること。
- ☐ 新たな防災気象情報の運用開始に伴い、気象庁から提供される「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」等の事前情報を活用し、災害に応じた適切なタイミングで職員が参集できる体制を構築すること。
- ☐ 所管施設や区内で大きな被害が想定される場合には、活動体制を臨機に引き上げる場合があることを職員にあらためて周知するとともに、職員の応召のための連絡方法等を確立しておくこと。
- ☐ 特別警報（地震以外）が発令された際には、活動体制を3号とし、職員は自動参集するよう体制を整備している。その旨をあらためて職員に周知すること。

2 市、区・支所災害対策本部運営

- ☐ 建設局及び消防局等から区・支所災害対策本部に派遣される情報連絡員（リエゾン）について、災害時等に情報共有が図ることができるよう、日頃から連携を密にしておくこと。
- ☐ 各局等の指名職員が、迅速かつ確実に市災害対策本部事務局に参集（3号体制発令時）できるよう、体制を確立しておくこと。
- ☐ 災害発生時の応急対策業務について、各所属の役割分担や応援体制を再確認すること。

3 情報の収集と提供

- ☐ 自主防災会、自治会、町内会、社会福祉協議会等からの被害情報等を収集できるよう、また、迅速かつ的確な避難情報等の提供ができるよう、自主防災会長等との連絡方法等を確立しておくこと。
- ☐ 消防団や水防団、消防局の情報連絡員（リエゾン）との連絡体制を再確認しておくこと。
- ☐ 「京都市避難勧告の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）」について、自主防災会長等へ周知に努めるとともに、同マニュアルに記載のタイムラインに沿った指定緊急避難場所の開設等に係る事前調整及び連絡体制の整備を図ること。
- ☐ 小・中学校や幼稚園等については、就学時の災害発生に備え、避難方法や保護者等との連絡体制を再確認し、児童等の安全に万全を期すこと。
- ☐ 各局で所管する施設や団体等への情報伝達体制の確認や点検を行うこと。

4 システムや設備等の点検及び動作確認等

- ☐ 市、区・支所災害対策本部の機動的な活動のため、防災情報システム等、関連機器の動作確認や点検を行うこと。
- ☐ 排水機場やポンプ場、マンホールや排水管等、各局等が所管している設備等について、点検を行うこと。

5 その他

- ☐ 各局区等において、これまでから実施している台風の進路、河川の水位、雨量情報等、気象に関する情報等の的確な把握のための体制整備や、過去に被災した河川、水路、急傾斜地等、危険箇所におけるパトロール等の対応を行うこと。また、土砂災害警戒区域等に所在する本市が管理する土地・建物等についても、適切な管理を行うこと。
- ☐ 本市を訪れる修学旅行生や観光客等の安全の確保のためにも、適切な避難誘導等を行えるよう、帰宅困難者対策協力事業者・団体等との連絡体制を再確認すること。